

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業委託要項

令和3年5月25日
総合教育政策局長決定
令和7年2月5日
一部改正

1 趣旨

新たな知識や技術の活用により社会が加速度的に大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることは最も重要である。

教師が備えるべき資質能力としては、これまでも繰り返し提言されてきた不易の資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力などを備えることなどが求められている。

このため、大学、教育委員会、民間教育事業者等へ委託を行い、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向けた多様な教師人材の養成・確保等に関する調査研究や、現職教師の新たな免許状取得の促進等を行うことにより、教師の養成・採用・研修を通じた一体的な改革に資する取組を推進する。

2 委託業務の内容

以下の(1)から(3)までに掲げる内容について委託するものとする。なお、各業務の具体的な内容は、別途定める公募要領等によるものとする。

(1) 新たな教育課題等に対応できる教師の養成・確保等に関する調査研究

1に示した趣旨の下、以下の①～③について調査研究を行う。

- ① 教員研修の在り方に関する研究
- ② 教員採用選考試験の複数回実施を想定したモデル問題の開発
- ③ 教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムの開発

(2) 優れた多様な教師人材の養成・確保に関する調査研究

1に示した趣旨の下、以下の①及び②について調査研究を行う。

- ① 時代の変化を踏まえた教職課程や免許制度の在り方等についての調査研究
- ② 各自治体を実施する教員採用選考試験の試験問題の分析及び試行問題の作成

(3) 現職教師の新たな免許状取得の促進

1に示した趣旨の下、以下の①又は②のうちいずれか一つ以上の趣旨を満たす免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「認定講習等」という。）を実施する。

- ① 免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する認定講習等の開発・実施
- ② 小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施

3 業務の委託先

業務の委託先は以下とするものとし、それぞれ別途定める公募要領等によるものとする。

(1) 新たな教育課題等に対応できる教師の養成・確保等に関する調査研究

- ① 民間企業（法人格を有する団体）
- ② 都道府県又は指定都市の教育委員会
- ③ 大学設置法人
- ④ ①、②、③以外の法人格を有する団体
- ⑤ 法人格は有しないが、次の要件を全て満たしている団体
 - ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ・ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ・ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ・ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

(2) 優れた多様な教師人材の養成・確保に関する調査研究

- ① 民間企業（法人格を有する団体）
- ② 都道府県又は指定都市の教育委員会
- ③ 大学設置法人
- ④ ①、②、③以外の法人格を有する団体
- ⑤ 法人格は有しないが、次の要件を全て満たしている団体
 - ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ・ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ・ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ・ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

(3) 現職教師の新たな免許状取得の促進

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。）第 36 条第 1 項各号、第 43 条の 4 又は第 46 条第 1 項各号に規定する、認定講習等の開設者として定められている者を委託対象（以下「大学・教育委員会等」という。）とする。複数の大学・教育委員会等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学・教育委員会等に委託する。

なお、事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の使途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事業内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、現職教師等を構成員とする検討委員会を設置すること。

4 委託期間

委託契約の締結日から令和8年3月31日までの間で委託事業の実施に必要な期間とする。

5 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で業務に要する経費（設備備品費、人件費、事業活動費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、消耗品費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が委託契約書（委託変更契約書を含む。）の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除又は経費の全部若しくは一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本業務のうち、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その業務の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8 完了（廃止等）の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 団体等は、本事業（2（3）の事業を除く。）が完了したときは、委託事業成果報告書その他公募要領等で定める成果物を、委託事業完了（廃止等）報告書と合わせて文部科学省に提出しなければならない。
- (3) 「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により委託事業完了（廃止等）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が本業務の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 上記2（3）に掲げる事業の実施に当たっては、委託事業に係る規定に加え、施行規則第5章、第5章の2又は第6章の認定講習等に係る規定を順守する必要があること。特に、認定講習等の認定申請及び事後報告がなされなかった場合、認定講習等としての文部科学大臣認定を受けられず、事業が実施できないので、委託事業に係る手続とは別に、関係規定に従って遺漏なく手続を行うこと。
- (3) 文部科学省は、本業務の実施に当たり、必要に応じて指導又は助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、本業務の実施状況、経理処理状況その他必要な事項について、実態調査を行うことができる。
- (5) 団体等は、業務の契約期間内又は契約期間が終了した後に、本業務によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む）について文部科学省が情報提供の依頼を行った場合、当該データ等の提出について協力すること。
- (6) 団体等は、本業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (7) 団体等は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなければならない。
- (8) 委託先は、「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。
- (9) この要項に定める事項のほか、本業務の実施に当たり必要な事項については、別途定める。